

令和 8 年度 第 5 回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和8年度第5回農業委員会総会日程表

日 時 令和8年8月6日（木） 午後1時30分～

場 所 J A うま総合経済センター 2階会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 押条和司朗

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可後の許可取消願について
- 日程第5 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第7 議案第5号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 日程第8 議案第6号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

出席委員（19名）

- | | | | |
|---------|----------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 前田和美 | 3 高橋忠明 | 4 石川光男 |
| 5 押条和司朗 | 6 喜井仁志 | 7 池田忠志 | 8 篠永賢二 |
| 9 星川俊夫 | 10 河村久仁彦 | 11 坂上宏 | 12 眞鍋正敏 |
| 13 曾我部清 | 14 川上國次 | 15 合田仁 | 16 村上佳清 |
| 17 寺尾悟志 | 18 鈴木敏也 | 19 石川武将 | |

出席農地利用最適化推進委員（22名）

- | | | | |
|---------|----------|---------|---------|
| 4 森川雅之 | 5 村上徳久 | 6 佐藤保之 | 7 宇高勉 |
| 8 鎌倉静夫 | 9 竹本正行 | 10 大西久史 | 11 石川秀樹 |
| 12 三宅秀明 | 13 紀井正明 | 14 受川清男 | 15 三好昇 |
| 16 藤原雅秀 | 17 鈴木健太郎 | 18 伊藤浩一 | 19 高橋藤信 |

20 越 智 英 樹 21 近 藤 久 美 22 近 藤 章 仁 23 河 村 啓 之
24 竹 内 正 篤 25 山 内 浩 史

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

1 脇 純 樹 2 石 川 茂 3 山 下 宏 二

出席した職員

事務局長 岩 崎 浩 樹 次 長 三 宅 栄 一 次 長 石 川 み ち る
主 任 大 西 洸 喜

第5回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和8年8月6日(13:30～)
JAうま経済センター2階 会議室

局 長 みなさん、ご起立願います。

局 長 「礼」 ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、19名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第5回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。農地利用最適化推進委員の

1 番 脇 委員

2 番 石川 委員

3 番 山下 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

12番 眞鍋 委員、13番 曾我部 委員 を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、を議題といたします。

議 長 報告を求めます。石川 次長

石 川 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」につい

て、報告いたします。

番号1の案件については、令和8年6月24日解約。

番号2の案件については、令和8年7月1日解約。

番号3の案件については、令和8年6月10日解約。

番号4の案件については、令和8年6月24日解約。

番号5の案件については、令和8年6月26日解約。

番号6の案件については、令和8年6月20日解約。

以上、6件の解約通知がありました。報告を終わります。

議 長 以上で報告は終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 次長

石 川 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。受人は、国有財産として借り受けている申請地の所有権を買い取り、隣接する所有農地と一体的に利用しようとするもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号2の案件については、贈与による所有権移転です。受人は本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、7月10日に地元農業委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は、野菜の栽培を予定しています。

番号3の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り経営の安定を目指すもので、許可後は野菜や果樹の栽培を予定しています。

番号4の案件については、遺贈による所有権移転です。法定相続人以外の第

三者である受人が特定遺贈により農地を取得するものです。許可後は、里芋の栽培を予定しています。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は花芝の栽培を予定しています。

番号6の案件については、売買による所有権移転です。世帯員である小作人の父とともに経営の安定を目指すもので、許可後は水稻の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、7月10日にヒアリング及び現地確認を行いました。

受人は、農作業の経験はありませんが、農業経験の豊富な父や知人から指導を受けられることから、兄と協力し野菜の栽培を計画しています。農機具は知人から譲り受ける予定であり、農地までの距離は車で10分程度であるため、農地の管理は十分可能であると思われます。また、地域の取り決めごとについては遵守し、農業に従事していくことを確認しましたので問題ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5 番

委 員 異議ありません。

議 長 6 番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第 4、議案第 2 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可後の許可取消願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、議案第 2 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可後の許可取消願」について、説明いたします。

番号 1 の案件については、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請により、平成 26 年 1 月 6 日に許可された案件ですが、許可後、契約に至らなかったことから、両申請人により許可の取り消し願いが提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号 1 番について、質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可後の許可取消願」について、原案のとおり受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり受理することに決しました。

議 長 日程第5、議案第3号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、議案第3号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は1件で、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、申請者は現在、持家に居住しておりますが、子ども家族に譲ることとなったため、申請地に自己住宅を建築するもので、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、「異議なき旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第6、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 主任

大 西 それでは、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は6件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、受人は倉庫業等を営む法人で、現在、社員寮の近隣に駐車場を借り受けておりますが、近々返却予定であることから、社員寮の対面にある申請地を譲り受け駐車場を建設するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま。

番号2の案件について、受人は現在、賃貸共同住宅に居住していますが、子どもの誕生に伴い手狭になってきたことと、親の介護や子育てのことなど将来を見据え、妻の母親が所有する申請地を譲り受け一般個人住宅を建築するもので、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま。

番号3の案件について、受人は建設機械・自動車修理業を営んでいる法人ですが、給油所が無く事業に支障が出ていたため、既存施設に隣接する申請地を譲り受け給油所を建設するもので、申請地は第1種農地ですが、例外許可事由にある既存施設の拡張に該当するため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号4の案件について、受人は倉庫業等を営む法人で、令和3年に大型倉庫を建設し稼働させましたが、貨物量の増大に加え、多種少量の製品収納のための蔵置能力の向上と多機能化が求められるようになったことから、昨年度、2棟の倉庫建設を予定しました。1棟については、転用許可を受け現在建設中であり、残りの1棟につきまして、この度、相続登記が完了しましたので、当初から引き続く倉庫不足を解消するため倉庫を建設するもので、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。また、本件は3,000㎡を超える案件であり、開発許可が必要となるため、土地利用計画、排水計画等については、市都市計画課において審査されております。

番号5の案件について、受人の子供が経営する自立支援ホーム敷地内に専用駐車場がなく、職員や来客は、空きスペースに駐車している状況でしたが、入所者等の安全性を確保するためには早急に駐車場を整備する必要があることから、資金が整っている受人が、既存施設に隣接する申請地を譲り受け駐車場を建設し、建設後、自立支援ホームに貸し出すもので、申請地は第1種農地ではありますが、例外許可事由にある、申請に係る土地の周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設として設置する集落接続に該当するため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号6の案件について、受人は現在、夫婦で賃貸共同住宅に居住し、夫は、自身が経営する美容室を賃貸しておりますが、住まいが手狭になってきたこ

とと、かねてより自宅を兼ねた美容室経営を計画していたことから、申請地を譲り受け店舗兼一般個人住宅を建設するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

委 員 異議ありません。

議 長 6番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第7、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 主任

大 西 それでは、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が、継続して相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類を税務署に提出する必要があります。証明については、農業委員会が行うこととなっており、農地の相続税の納税猶予を引き続き認めるかどうかの最終的な判断は、税務署が行います。

番号1の案件について、7月15日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより質疑にはいります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 7月15日に、現地確認を行いました。対象の農地では、水稻の栽培を行っており、草刈りや防除など、しっかりと管理されていることを確認しましたので耕作状況については問題なく、納税猶予を受ける適格性について証明することについて問題はありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨

の証明願」について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり証明することに決しました。

議 長 日程第8、議案第6号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、議案第6号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、説明いたします。

農地中間管理事業として適当と認められた中間管理権の設定7件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

番号1の案件については、10年間の使用貸借です。

番号2の案件については、10年間の賃貸借です。

番号3の案件については、10年間の使用貸借です。

番号4の案件については、10年間の使用貸借です。

番号5の案件については、5年間の使用貸借です。

番号6の案件については、5年間の使用貸借です。

番号7の案件については、5年間の使用貸借です。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

番号1から番号7について、質疑はありますか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、
「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して機構へ
進達いたします。

議 長 以上をもちまして、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終
了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等が
ありましたらお願いします。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 （事務報告）

議 長 これをもちまして、第5回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、誠にありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 一同「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 （13：58）

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長

押条 和司郎

委 員

真鍋 正敏

委 員

曾我部 靖